



肝炎総合対策の動向

厚生労働省 健康局 疾病対策課
肝炎対策推進室長 神ノ田 昌博

目 次

1. 肝炎対策に係る近年の動き
2. 肝炎対策基本法など
肝炎対策基本法、肝炎対策推進協議会、肝炎対策基本指針
3. 肝炎総合対策
 - (1) 肝炎治療促進のための環境整備
 - (2) 肝炎ウイルス検査の促進
 - (3) 肝疾患診療体制の整備、相談体制の整備 等
 - (4) 国民に対する正しい知識の普及啓発
 - (5) 研究の推進
4. おわりに

1. 肝炎対策に係る近年の動き

肝炎対策に係る近年の動き(その1)

対策

H13.3	・肝炎対策に関する有識者会議報告書
H14.4	・C型肝炎等緊急総合対策の開始 <u>肝炎ウイルス検査の開始</u> <u>肝炎等克服緊急対策研究事業の創設</u>
H16.12	・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ (<u>フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の公表について</u>)
H17.8	・C型肝炎対策等の一層の推進について (C型肝炎対策等に関する専門家会議取りまとめ)
H19.1	・都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン (全国C型肝炎診療懇談会取りまとめ)
H19.4	・ <u>肝疾患診療体制の整備開始</u>
H20.1	・C型肝炎救済特別措置法施行 ・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ (フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について)

肝炎対策に係る近年の動き(その2)

対策

H20.1	＜緊急肝炎ウイルス検査事業の開始＞ ▪ <u>委託医療機関での検査を無料化</u>
H20.4	＜肝炎総合対策の開始＞ ▪ <u>インターフェロン治療に対する医療費助成の開始</u>
H21.4	▪ インターフェロン医療費助成の運用変更 ① <u>助成期間の延長(72週投与への対応)</u> ② <u>所得階層区分の認定に係る例外的取扱い</u>
H22.1	▪ <u>肝炎対策基本法施行</u>
H22.4	▪ 肝炎医療費助成の拡充 ① <u>自己負担限度額の引下げ</u> 所得に応じ、1、3、5万円→原則1万円（上位所得階層 2万円） ② <u>B型肝炎の核酸アナログ製剤治療への助成開始</u> ③ <u>インターフェロン治療に係る利用回数の制限緩和</u>
H23.5	▪ <u>肝炎対策基本指針策定</u>

2. 肝炎対策基本法など

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、基本理念を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、
- ・肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

研究の推進

肝炎医療の均てん化の促進

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり

肝炎患者の
人権尊重

・
差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

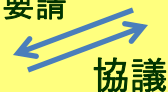
関係行政機関

設置



意見

資料提出等、
要請



協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
- 必要に応じ変更

肝硬変・肝がんへの対応

●治療水準の向上のための環境整備

●患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

肝炎対策基本法【基本理念】

（基本理念）

第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査（以下「肝炎検査」という。）を受けることができるようにすること。
- 三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療（以下「肝炎医療」という。）を受けることができるようにすること。
- 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

肝炎対策基本法【関係者の責務】①

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

肝炎対策基本法【関係者の責務】②

（医師等の責務）

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

肝炎対策推進協議会の開催状況等

開催実績

第1回	平成22年	6月17日	ヒアリング等
第2回	平成22年	8月 2日	ヒアリング等
第3回	平成22年	8月26日	基本指針案の議論①
第4回	平成22年	10月25日	基本指針案の議論②
第5回	平成23年	2月10日	基本指針案の議論③、取りまとめ



パブリックコメント【平成23年2月25日～3月26日実施】



平成23年5月16日
肝炎対策基本指針の策定



肝炎対策基本指針の概要

- 第 1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の**基本的な方向**
- 第 2 **肝炎の予防**のための施策に関する事項
- 第 3 **肝炎検査**の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第 4 **肝炎医療**を提供する体制の確保に関する事項
- 第 5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する**人材の育成**に関する事項
- 第 6 肝炎に関する**調査及び研究**に関する事項
- 第 7 肝炎医療のための**医薬品の研究開発**の推進に関する事項
- 第 8 肝炎に関する**啓発及び知識の普及**並びに肝炎患者等の**人権の尊重**に関する事項
- 第 9 **その他肝炎対策**の推進に関する重要事項

第 1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めること。
- 肝炎ウイルス検査の受検機会の提供及び受検勧奨が必要であること。
- 肝疾患診療体制の整備の促進及び抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組むこと。
- 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。
- 肝炎に関する正しい知識の普及が必要であること。
- 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の取組が必要であること。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- 新規感染予防のための正しい知識の普及が必要であること。
- B型肝炎ワクチンについて、母子感染予防対策を引き続き講じるとともに、水平感染防止の手段としての予防接種の在り方についての検討が必要であること。

(具体的取組)

- ・各施設における感染予防ガイドライン作成のための研究及び当該成果を活用した普及啓発
- ・肝炎について正しい知識を深めるための普及啓発 等

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

○全ての国民が、**少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検**することが可能な体制の整備及び受検勧奨が必要であること。

(具体的取組)

- ・ 検査の受検率等を把握するための調査及び研究の実施
- ・ 肝炎ウイルス検査の個別勧奨や出張型検診等の実施 等

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

○肝炎患者等を適切な肝炎医療に結びつける体制の整備及び受診勧奨が必要であること。

（具体的取組）

- ・ 地域における診療連携の推進に資する研究
- ・ 検査後のフォローアップや受診勧奨等の支援を行う人材の育成
- ・ 肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の配布

等

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

○新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるための**人材育成**が重要であること。

(具体的取組)

- **拠点病院等の指導的立場にある医療従事者に対する研修 等**

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

○これまでの**研究実績の評価及び検証**や、**肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究等の実施**が必要であること。

（具体的取組）

- ・ 過去の研究の評価及び検証
- ・ 肝炎研究分野における若手研究者の育成
- ・ 肝炎対策の推進に資することを目的とした**行政的な研究（感染予防ガイドラインの作成、差別偏見の被害防止のためのガイドラインの作成等）**
- ・ 研究結果の分かりやすい公表 等

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

○肝炎医療に係る**医薬品等の研究開発、審査の迅速化**等が必要であること。

(具体的取組)

- ・肝炎医療の水準向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究促進 等

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

○肝炎ウイルス検査の受検勧奨、新規感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐこと等のための普及啓発が必要であること。

(具体的取組)

- ・ 日本肝炎デーの設定
- ・ 肝炎ウイルス感染者に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害防止に資するガイドライン作成のための研究 等

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族に対する支援の強化・充実が必要であること。
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援を行うこと。
(具体的取組)
 - ・肝硬変及び肝がん患者に対する肝炎医療や生活実態等に関する現状を把握するための調査研究 等
- 都道府県においては、法の趣旨に基づき肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制構築等が望まれること。
- 国民においては、肝炎ウイルス検査の受検や正しい知識に基づく適切な対応が求められること。
- 国等の取組について定期的に調査・評価を行い、必要に応じた指針の見直し、取組に係る定期的な報告を行うこと。

3. 肝炎総合対策

肝炎総合対策の5本柱

平成23年度予算 238億円（236億円）

うち特別枠分で
40億円

1. 肝炎治療促進のための環境整備 152億円（180億円）

- 肝炎患者支援手帳事業【特別枠】
- 地域肝炎治療コーディネーター養成事業【特別枠】

2. 肝炎ウイルス検査の促進 55億円（26億円）

- 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施【特別枠】
- 肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加【特別枠】

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、 相談体制整備などの患者支援 等 7億円（8億円）

4. 国民に対する正しい知識の普及啓発 2億円（2億円）

- 肝炎検査受検状況実態把握事業【特別枠】

5. 研究の推進 21億円（20億円）

- 健康長寿社会実現のためのライフイノベーションプロジェクト（肝炎分）【特別枠】

元気な日本復活特別枠で確保した事業費分の再掲 (合計40億円)

◎ 国民生活の安定・安全の推進など、元気な日本を復活させるための施策に予算の重点配分を行う仕組みとして「元気な日本復活特別枠」を設定

1. 肝炎治療促進のための環境整備

- 肝炎患者支援手帳事業 0.5億円
- 地域肝炎治療コーディネーター養成事業 0.7億円

2. 肝炎ウイルス検査の促進

- 特定感染症検査等事業における出張型検診の実施 1億円
- 肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加 32.3億円

3. 肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制 整備などの患者支援 等

4. 国民に対する正しい知識の普及啓発

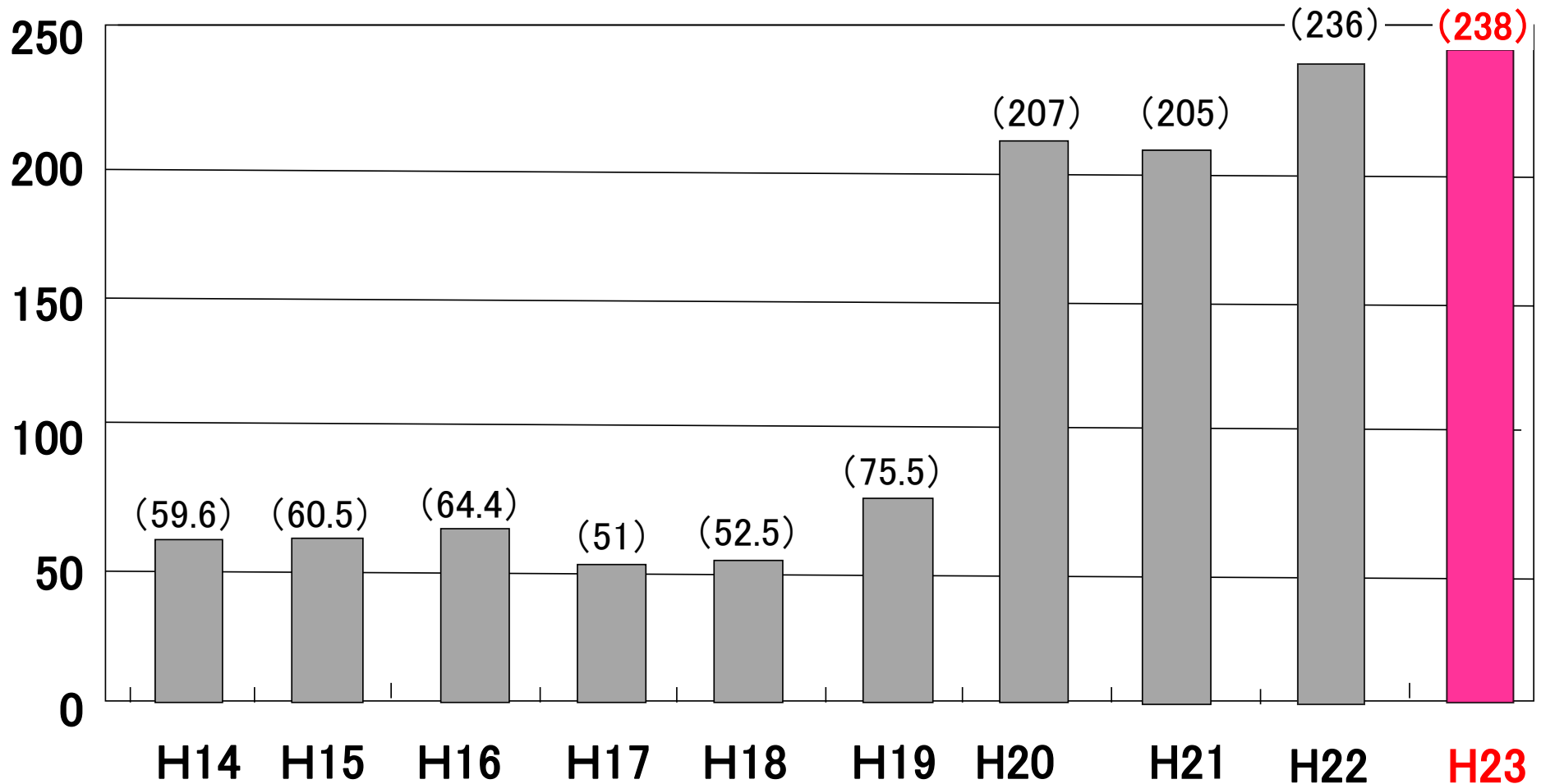
- 肝炎検査受検状況実態把握事業 1億円

5. 研究の推進

- 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーション
プロジェクト（肝炎分） 5億円

肝炎対策予算の推移

(単位：億円)



(1) 肝炎治療促進のための環境整備

インターフェロン治療等をはじめとする肝炎の 早期・適切な治療の一層の促進

適切な治療を受けていない理由

必要な取組

肝炎患者・感染者であることを知らない

- ・検査の受検勧奨の強化
- ・検査事業の委託医療機関の増加
- 【特】出張型検診の実施
- 【特】肝炎ウイルス検診の個別勧奨 等

肝炎患者・感染者であることを知っている

通院していない

- ・治療の必要性等に関する正しい知識の普及
- ・受療勧奨の強化
- 【特】肝炎患者支援手帳の作成、配布
- 【特】地域肝炎治療コーディネーターの養成 等

通院している

肝炎治療に適した医療機関へアクセスできていない。

- ・相談センターや地域医療機関等に係る情報提供の強化
- ・肝疾患診療ネットワーク構築等、肝疾患診療連携拠点病院の活動充実 等

地域の診療体制ができており、治療に適した医療機関に通院中

医師からIFN治療等を勧められているが、IFN治療等を受けていない

不安や多忙が主因である場合

- ・相談センターにおける広報強化
- ・相談員の研修の充実など、相談体制の強化
- ・事業主等へ従業員の肝炎治療に対する配慮を要請する等

経済的負担が主因である場合

- ・医療費助成制度の更なる周知徹底 等

肝炎治療促進のための環境整備

152億円（180億円）

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

151億円（180億円）

B型・C型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	・ B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 ・ B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担 限度月額	原則1万円 (ただし、上位所得階層については2万円)
財源負担	国:地方=1:1
23年度予算	151億円
総事業費	302億円

肝炎治療特別促進事業の拡充(21年度)

1. 投与期間の延長について（72週投与）

H20：助成期間は、原則1年間。

H21：一定の条件を満たし、医師がペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の延長投与（72週投与）が必要と認める患者について、助成期間の延長を認める。

2. 所得階層区分認定の例外的取扱いについて

H20：自己負担限度額決定のための所得階層区分認定は、申請者の住民票上の「世帯」全員の市町村民税課税額の合計による。

H21：住民票上の「世帯」を原則としつつも、税制上・医療保険上の扶養関係にない者については、例外的な取扱い（課税額合算対象から除外）を認める。

肝炎治療特別促進事業の拡充(22年度)

1. 自己負担限度額の引下げ

H21：所得に応じ、1、3、5万円の自己負担限度月額

H22：原則1万円（上位所得階層2万円）

※上位所得階層＝ 市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯（H20年度実績で約2割の者が該当）

2. 助成対象医療の拡大

H21：インターフェロン治療のみ助成対象

H22：B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を助成対象に追加

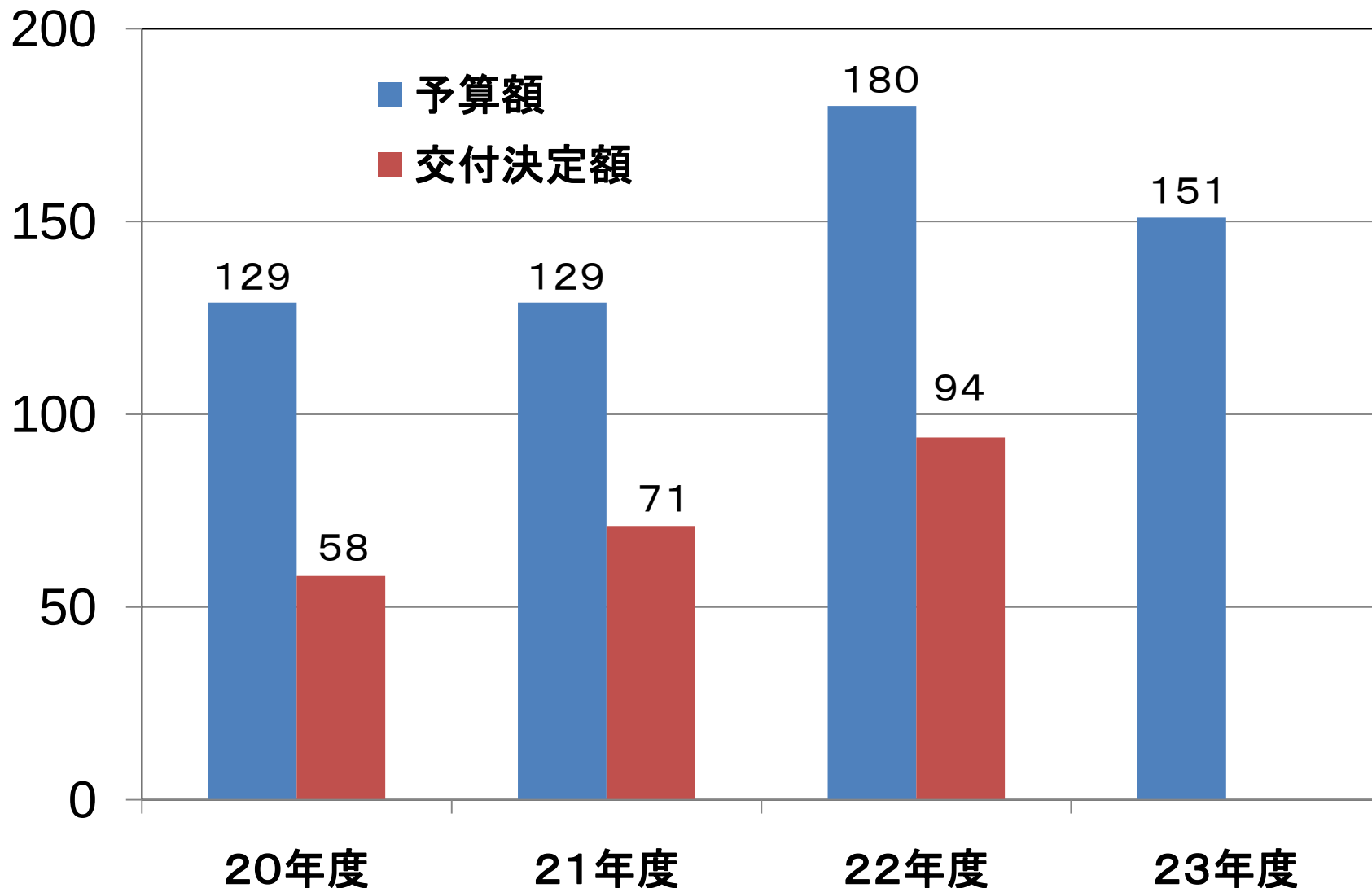
3. 制度利用回数の制限緩和

H21：インターフェロン治療に係る制度利用は、1人につき1回のみ

H22：医学的にインターフェロン再治療の効果が高いと認められる一定条件を満たす者について、2回目の利用を認める。

肝炎治療特別促進事業の予算及び交付決定額の推移

(単位:億円)



肝炎治療特別促進事業の治療受給者証新規交付実績

(単位: 件)

年度区分 治療区分	20年度			21年度			22年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期 ※	下半期	計
インターフェ ロン治療	26, 500	18, 231	44, 731	14, 572	12, 022	26, 594	15, 690	—	—
核酸アナログ 製剤治療							27, 679	—	—
計	26, 500	18, 231	44, 731	14, 572	12, 022	26, 594	43, 369	—	—

※ 22年度上半期は、暫定値であり、変更の可能性がある。

【特】肝炎患者支援手帳の作成・配布

0.5億円

B型・C型肝炎患者等に対して、肝炎の病態、治療方法に関する制度等を記載した「肝炎患者支援手帳」を作成・配布し、今後の適切な治療を促進する。



【特】地域肝炎治療コーディネーターの養成 0.7億円

市町村の保健師等に対して、B型・C型肝炎に関する既存制度の知識などを習得させ、肝炎患者等が適切な治療を受けられるようコーディネートができる者を養成する。



(2) 肝炎ウイルス検査の促進

肝炎ウイルス検査の促進

55億円（ 26億円）

● 保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備（特定感染症検査等事業）

- ・ 検査未受診者の解消を図るため、医療機関委託など利便性に配慮した検査体制を整備。

※ 緊急肝炎ウイルス検査事業の延長

【特】特定感染症検査等事業における出張型検診の実施 1億円

都道府県等が、保健所や委託医療機関で実施している肝炎ウイルス検査について、出張型の検査も実施することで、検査のより一層の促進を図る。



● 市町村における肝炎ウイルス検診等の実施（健康増進事業）

【特】肝炎ウイルス検診への個別勧奨メニューの追加 32.3億円

40歳以上5歳刻みの者を対象として、無料で検査を受けることが可能な個別勧奨メニューを追加し、検査未受検者への受検促進の一層の強化を図る。

肝炎ウイルス検査事業の変遷

○特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査 (実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区)

- ・平成14年度～ 保健所での検査を開始
- ・平成19年度～ 委託医療機関での検査を開始
- ・平成20年1月～ 委託医療機関での検査について、無料化が可能となるように措置

○老人保健事業・健康増進事業による肝炎ウイルス検診等 (実施主体：市町村)

- ・平成14年度～ 老人保健法に基づく保健事業
- ・平成20年度～ 健康増進法に基づく健康増進事業

特定感染症検査等事業による肝炎ウイルス検査の推移

実施年度	B型肝炎ウイルス検査 受診者（人）	C型肝炎ウイルス検査 受診者（人）
14	1, 8 0 5	2, 3 2 2
15	1, 9 4 2	2, 9 9 8
16	4, 8 5 5	6, 9 1 8
17	3, 4 9 5	3, 5 4 6
18	2 1, 3 3 1	1 5, 1 4 9
19	1 7 9, 4 4 5	1 8 1, 6 9 7
20	4 5 6, 7 2 7	4 5 6, 9 2 6
21	3 5 5, 7 2 5	3 5 9, 1 0 9

(※) 14～18年度 結核感染症課調べ 19～20年度 肝炎対策推進室調べ

老人保健事業・健康増進事業による肝炎ウイルス検診の推移

B型肝炎ウイルス検診

実施年度	受診者数(人)	感染者数数(人)	感染率(%)
14	1, 923, 113	24, 430	1. 3
15	1, 849, 125	22, 520	1. 2
16	1, 635, 934	18, 754	1. 1
17	1, 546, 823	17, 130	1. 1
18	1, 749, 592	18, 149	1. 0
19	1, 028, 639	10, 388	1. 0
20	693, 710	6, 992	1. 0
21	643, 658	7, 582	1. 2

C型肝炎ウイルス検診

実施年度	受診者数(人)	感染者数(人)	感染率(%)
14	1, 923, 480	31, 393	1. 6
15	1, 830, 270	23, 491	1. 3
16	1, 618, 751	16, 831	1. 0
17	1, 527, 813	13, 976	0. 9
18	1, 734, 195	14, 259	0. 8
19	1, 024, 371	8, 412	0. 8
20	692, 483	6, 998	1. 0
21	640, 248	5, 708	0. 9

(※) 14～19年度 老人保健事業の実績（老人保健課調べ） 20～21年度 健康増進事業の実績（地域保健・健康増進事業報告）

（３）肝疾患診療体制の整備、 相談体制の整備など

肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、 相談体制整備などの患者支援 等 7億円（ 8億円）

● 診療体制の整備

- ・ 都道府県においては、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備。



● 肝硬変・肝がん患者に対する心身両面のケア、医師に対する研修の実施

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院においては、肝疾患相談センターで肝硬変・肝がん患者を含めた患者、家族等に対する心身両面のケアを行うとともに、医師等の医療従事者に対する研修等を実施。
- ・ 肝炎情報センターにおいては、肝疾患に関する各種の情報提供、拠点病院の医療従事者に対する研修、その他の支援を実施。



肝疾患診療連携拠点病院

【都道府県に原則 1 カ所】

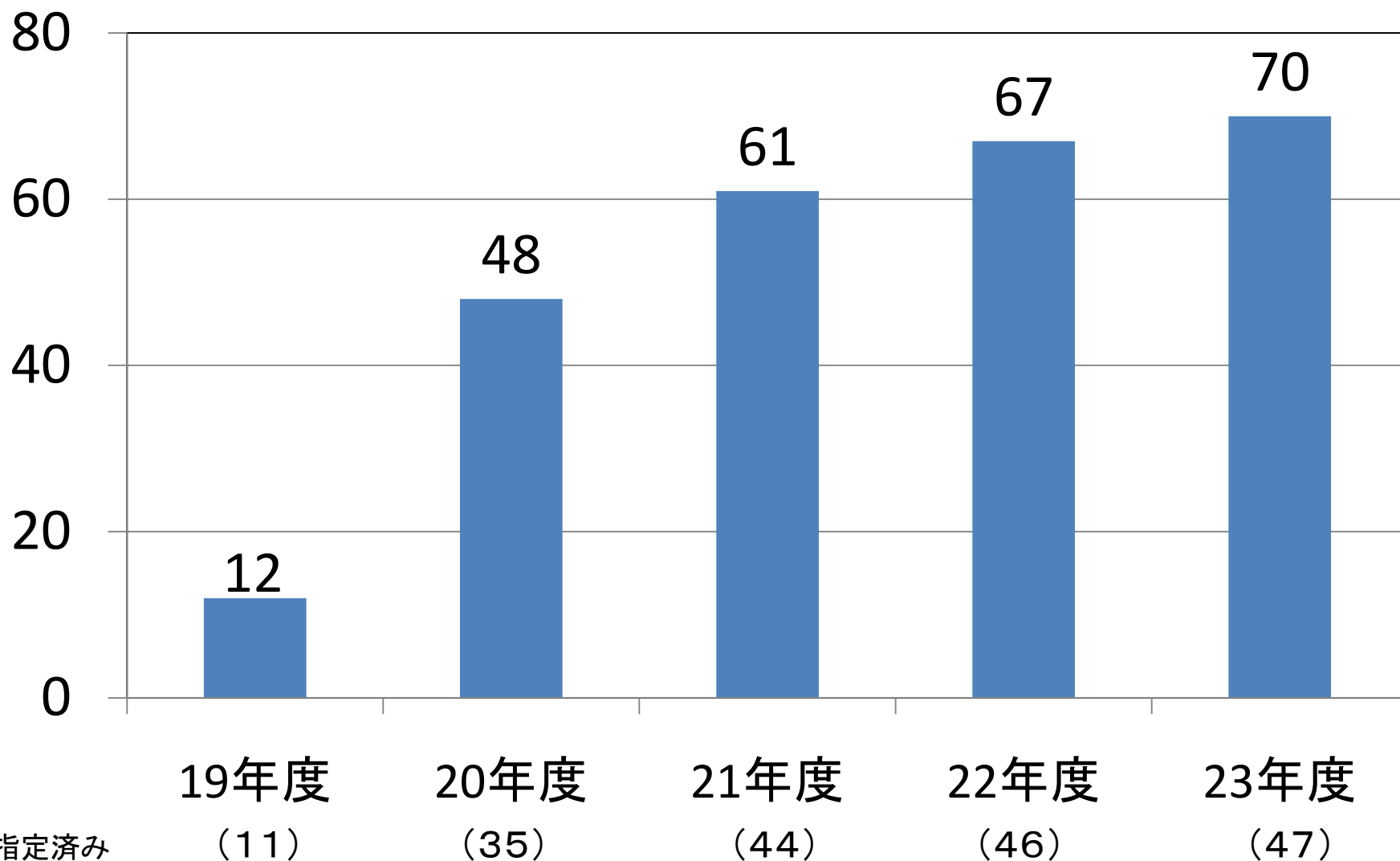
- ① 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供
- ② 都道府県内の医療機関等に関する情報の収集や提供
- ③ 医療従事者や地域住民を対象とした研修会や講演会の開催や肝疾患に関する情報支援
- ④ 肝疾患に関する専門医療機関と協議の場の設定

※ 都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドラインより

47都道府県70施設
(平成23年4月1日現在)



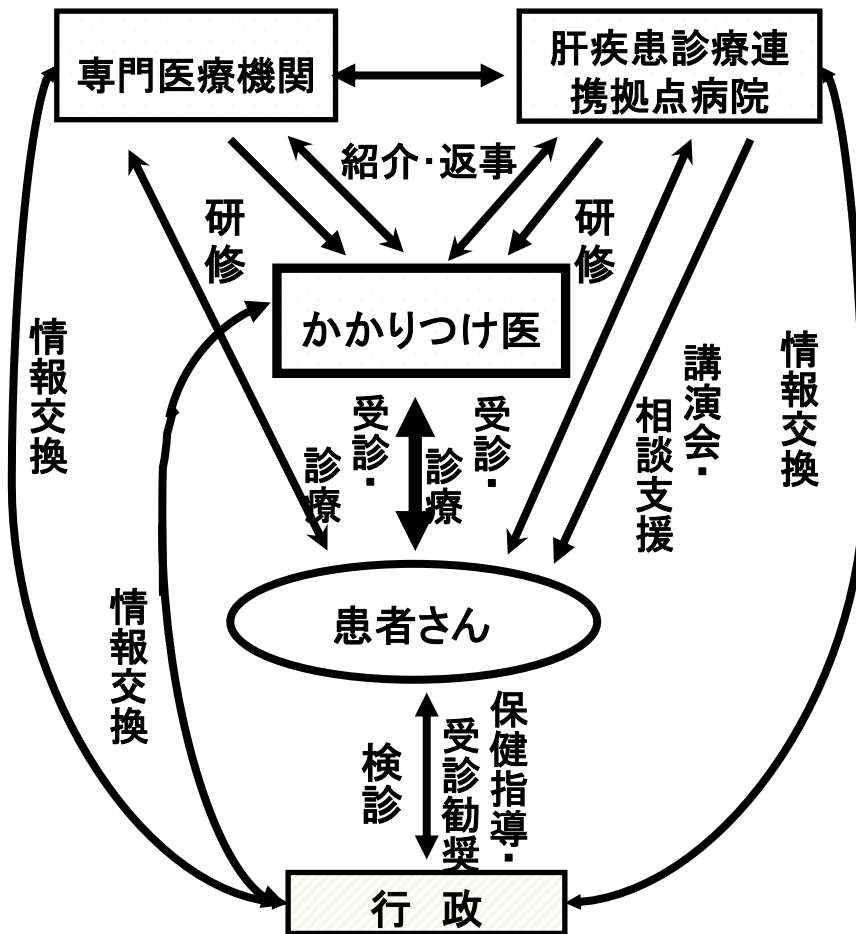
肝疾患診療連携拠点病院の推移



指定済み
都道府県数

都道府県における肝炎診療に関する 診療ネットワーク(イメージ図)

肝疾患診療に関する医療機関に求められる役割



【専門医療機関】

(2次医療圏に1カ所以上)

- ① 専門的な知識を持つ医師による診断と治療方針の決定
- ② インターフェロンなどの抗ウイルス療法
- ③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断

【肝疾患診療連携拠点病院】

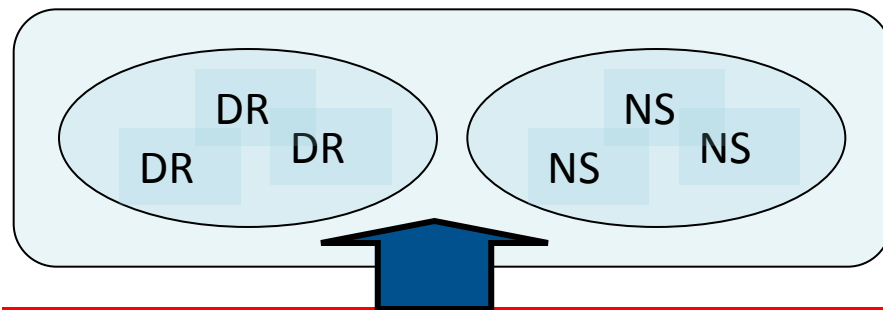
(都道府県に原則1カ所)

- ① 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供
- ② 都道府県内の医療機関等に関する情報の収集や提供
- ③ 医療従事者や地域住民と対象とした
研修会・講演会の開催や肝疾患に関する情報支援
- ④ 肝疾患に関する専門医療機関と協議の場の設定

肝炎情報センターの役割

③研修機能

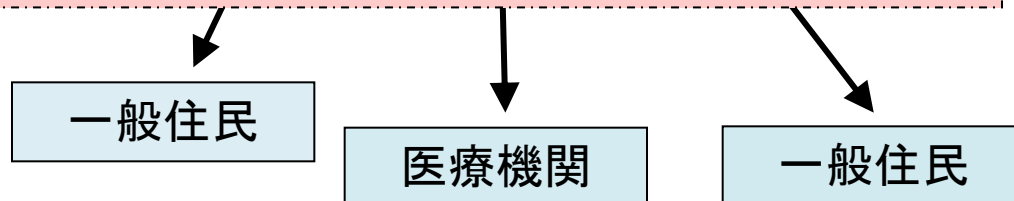
肝疾患診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修の企画・立案・推進



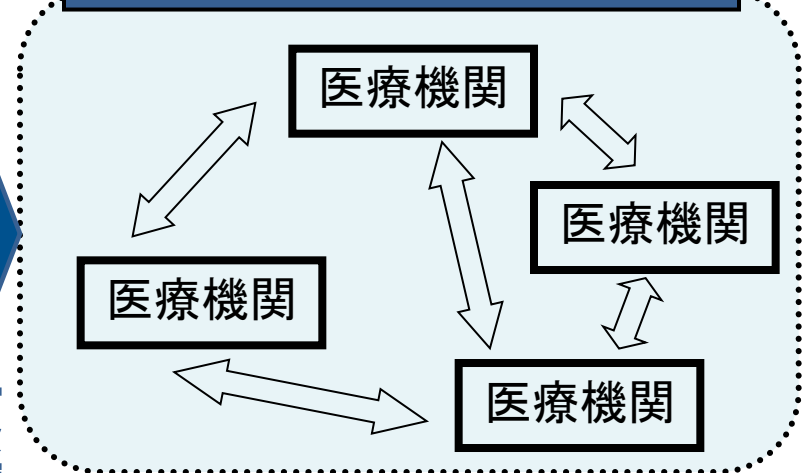
肝炎情報センター

①インターネット等による最新情報提供

肝疾患医療に関する診療ガイドライン、肝炎診療をめぐる国内外の情報

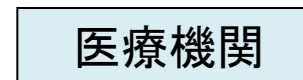


拠点病院によるネットワーク



②拠点病院間情報共有支援

肝疾患診療連携拠点病院で構成する協議会組織の事務局機能を担うなど拠点病院間の情報共有



支援

(4) 国民に対する正しい知識の 普及啓発

国民に対する正しい知識の普及啓発

2億円（2億円）

◎ 教育、職場、地域あらゆる方面への正しい知識の普及啓発

肝炎に関する正しい知識を国民各層に知っていただき、肝炎ウイルスの感染予防に資するとともに、患者・感染者の方々がいわれのない差別を受けることのないよう、普及啓発に努めている。

肝炎患者等支援対策事業(普及啓発部分)

0.9億円（1.8億円）

○ 自治体の普及啓発活動に対する補助事業

- ・ シンポジウム開催、ポスター作成、新聞・中吊り広告 等



【特】 肝炎検査受検状況実態把握事業

1億円

- ・ 肝炎ウイルス検査のさらなる受検促進を図るため、年齢や性別等の属性や、検査の受検状況等に関する実態把握を行う。

平成21年度において、厚生労働省が募集・作成した治療体験談

[illegible]

肝炎のお話 vol.1

わたしのインターフェロン治療体験

Experiences

家族の理解と協力によって 成し遂げられた治療



(氏名) 加藤 幸子

私は2007年より2009年1月まで、インターフェロン治療をせよといわれました。当初の予定は、48週治療だったのですが私の場合ウイルスが判別するのが少し遅かったので、72週に延長するのが決まりました。家族の負担、会社面でこれ以上遠征はかけられないと思い悩み、何故か家事を減らしました。子どもたちも家事などを手伝ってくれて、主人も「治せる確率があるなら治療を続けたいやうがい。」と背中を押してくれました。副作用に関しては、腎中の血内傷のような痛みが絶えず、痛み止めを服用しながら家事をこなし、だるい時は、横になり体を休めていました。濃厚な治療中のトイレは、つらかったですね。必ず1回から2回起きてしまうので、睡眠不足になり最終延命治療を拒否してしまっていました。週1回の通院は、体調が特に悪い時も必ずその日にいかなくてはならないので、とてもつらかったのですが、絶対に治すぞという気持ちで通院してまいりました。また、笑も長く服用していること、数も忘れてしまいうるようになったことが苦しみがあったので、カレンダーに年を7つだけ残を小分けにして、目のとどく所にあきパッケージは次の薬を飲むまで捨てずにしておくことで、数も忘れないように工夫してまいりました。今は月1回のウイルス検査をおこなっていますが、前回のウイルスは未検出です。長い治療ができたのは、家族の理解と協力があり出来たことだと思います。感謝しています。一人でも多くのG型肝炎の方が治るように、心からお祈り申し上げます。

思い切った治療を受けたから いまの自分がある



(氏名) 加藤 幸雄

私は数年前、他の病気で入院中、血液検査で肝臓が悪いと言われ約3ヶ月間、病院に入院を始めたが、治療はしませんでした。通院後、肝臓の数値は一定せず不安な毎日を送っていました。平成8年頃から肝臓からインターフェロンの治療を勧められ1ヶ月入院治療しましたが、完治しませんでした。平成20年5月頃から、肝臓癌の数値が上がり始めインターフェロンの治療ができるギリギリの状態と言われ、肝臓治療の基幹病院を紹介され再入院治療開始しました。最初に2週間の入院。退院後は病院の医師指導を紹介され、その病院には月1回のペースで1年間通院しました。副作用として注射後38℃以上の発熱と嘔吐、食欲不振による体重減少、体上半身に強い痒疹が出た皮膚科の治療を受けました。この他に虫咬熱、体臭異常、手足のしびれ、尿白、口内炎等医師からは副作用の強い方だと言われました。強い副作用により再度治療を止しようかと悩んでいたが、妻は、ウイルス陽性化になり経過観察期間に入っていました。思い切った治療を受けて良かったと思っています。



(5) 研究の推進

研究の推進

21億円（20億円）

・ 肝炎等克服緊急対策研究事業

16億円（20億円）

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療法等の研究開発を推進する。



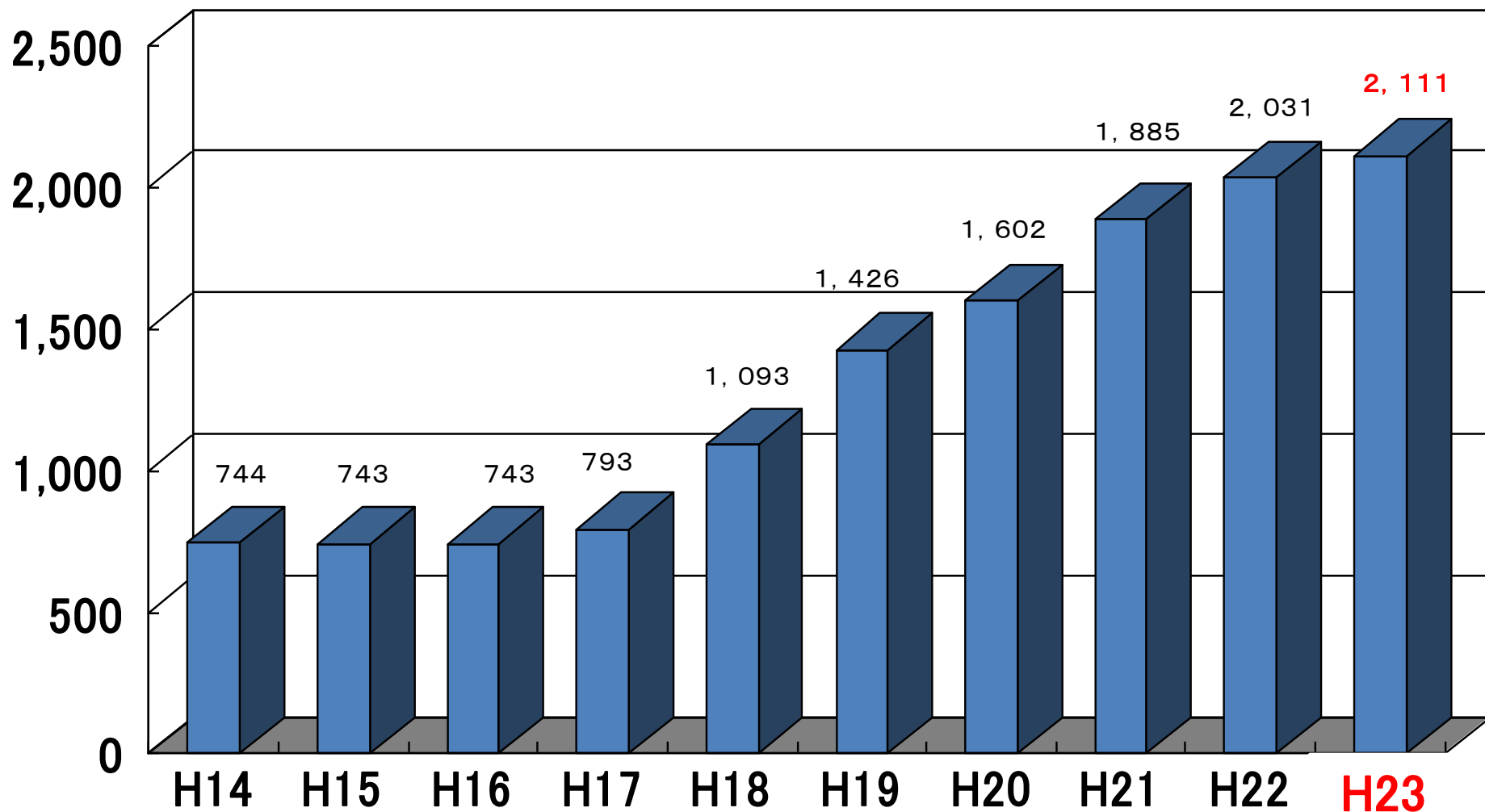
【特】 健康長寿社会実現のための 5億円
ライフ・イノベーションプロジェクト（肝炎分）

肝炎感染予防ガイドラインの策定等、肝炎総合対策を推進するための基盤づくりに資する行政的研究を実施する。



肝炎等克服緊急対策研究事業予算の推移

(単位:百万円)



肝炎研究7カ年戦略

(肝炎治療戦略会議取りまとめ(平成20年6月))

新規重点課題

- ・B型肝炎:
逆転写酵素阻害剤に対する耐性ウイルスの機序解明 等
- ・C型肝炎:
インターフェロン副作用の少ない治療法・治療薬開発 等
- ・肝硬変:
再生医療を利用した根治治療の開発 等
- ・肝がん:
集学的治療等新規治療法の開発 等
- ・基礎:
肝炎ウイルス感染後の病態進行過程の解明 等
- ・疫学:
全国規模の肝炎感染者の実態解明 等

戦略目標

今後7年間で、

- ・B型肝炎の臨床的
治療率
約30%→40%
- ・難治性C型肝炎の
根治率
約50%→70%
- ・非代償性肝硬変の
5年生存率
約25%→50%(B型)
約25%→35%(C型)
- ・進行肝がんの
5年生存率
約25%→40%

研究の進捗状況を3年後に評価し、
見直した上で必要な措置を講ずる

23年度に中間評価

行政的な研究の課題

肝炎対策の推進に関する基本的な指針 第6(2)ウ

- (ア) 日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、集団生活
が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究
- (イ) 医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況
等について、実態を把握するための研究
- (ウ) 地域における診療連携の推進に資する研究
- (エ) 職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究
- (オ) 具体的な施策の目標設定に資する肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実
態を把握するための調査研究
- (カ) 肝炎患者等に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のための
ガイドラインを作成するための研究
- (キ) その他肝炎対策の推進に資する研究

4. おわりに

おわりに

本日ご参加の皆様へのお願いです。

- ・一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがない方へ、検査を勧奨してください。
- ・一般の開業医の方々へ、肝炎治療に関する最新情報を提供してください。
- ・インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費助成制度のことを肝炎患者等に周知してください。
- ・各都道府県の専門医療機関やかかりつけ医をネットワーク化し、診療連携を強化してください。